

北海道告示第 10161 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 6 月 3 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 2 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM八雲店複合商業施設

二海郡八雲町東雲町 17、19、20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

株式会社デンコードー 代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

DCMホームマック八雲店複合商業施設

二海郡八雲町東雲町 17、19、20

(変更後)

DCM八雲店複合商業施設

二海郡八雲町東雲町 17、19、20

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

株式会社デンコードー 代表取締役 遠藤 義行

宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

(変更後)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

株式会社デンコードー 代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号
株式会社デンコードー	代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号	
株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	(7)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和4年9月1日

上記(3)イ、ウ 令和5年6月15日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称変更のため

上記(3)イ 大規模小売店舗の設置者の代表者変更のため

上記(3)ウ 小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年1月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年2月2日(金)から令和6年6月3日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで